

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年3月8日（平成28年（行個）諮問第42号）

答申日：平成28年7月7日（平成28年度（行個）答申第59号）

事件名：特定事故に関して特定日時に警察官が取得した本人に関する文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定A日時頃、特定場所で発生した交通事故（特定保存番号）に関するもので、特定B日時頃からC時までの間に、交通事故現場でパトカー内にて警察官が取得した個人情報開示請求者に関する文書（用紙1枚で、左上欄外に「従」という漢字1文字、左下辺りに被疑者氏名が漢字で記載されており、そのうち1文字が線で訂正してあるもので、中央右部分には図で前記事故の状況が3種類記載してあり、実況見分調書以外のもの。事件記録内外を問わない。）に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月19日付け前地企調第1107号により前橋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、訴訟に関する書類に記録された個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

世の未来の為、世界の未来の為、日本の未来の為、平和の為、秩序の維持の為、過去に道徳を説いた先人の為、人の社会の未来の為にも、言葉が真実を語り人を欺く行為には使われないよう、また、法が道徳性を失わないよう、行政不服審査法に基づき審査請求を行う。

尚、特定県警警察本部へ交通事故の件で審査請求人が請求を行おうとしたとき、警察庁、若しくは検察庁にあると口頭で伝えられたが、特定県警警察本部へ個人情報開示請求を行い、推測による記載がなされてい

るので、開示をすれば証拠書類とならない文書である。と、作成をした者や個人情報開示請求に係った者の為に審査請求を行っている。文書の存否の回答は無い。

また、前地企調第1107号に記載のある文書が請求人の確認できないところで、文書の原本の内容が変更されていると思料もできる。

(2) 意見書1

ア 個人情報開示請求者が開示を求めている文書を作成させ、使用した場合喜ぶのは誰か。

イ 個人情報開示請求者が開示を求めている文書が、民事訴訟で交通事故の相手側に使用されたらどうなるのか。事実に基づいた判決がでるだろうか。(弁護士なら取得できると警察職員からの説明があった記憶がある。)

ウ 特定県警察本部へ犯罪事件受理簿の写しを請求したら、「被者」と被疑者とも、被害者とも記載されていないのはなぜか。

エ 個人情報開示請求者が上記事件の文書を開示請求したら、請求拒否と回答が来た。個人情報開示請求者が請求している文書は供述調書なので前橋地方検察庁へ送致してあるので特定県警察本部には無いと口頭での説明もあった。

オ 医師が作成する診断書には、警察署に提出用等の種類があるのはなぜか。記載内容が変わるのか。

カ 金が人を操るのではなく、人が金を操るのである。

キ 特定の人や法人の利益の為に言葉が人を欺き、人を惑わすために使われている疑いが晴れない。なぜだろう。

ク 知力、権力、腕力等の在る者が、知力、権力、腕力等の無い者に対して行わない方が良い行為がある。後者を子供と例えてみたらわかる。

ケ 刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)53条の2第2項の規定も使い方によって、隠すためにも使えると思料する。訴訟に関する書類とは、犯罪捜査規範に違反した疑いのある文書も含まれるのだろうか。

コ 犯罪捜査規範とは(昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号)最終改正:平成27年11月4日国家公安委員会規則第19号犯罪捜査規範を次のように定める。という定めである。

サ 犯罪捜査規範(国家公安委員会規則2号)1節,捜査の心構え1条 警察官が犯罪の捜査を行うに当つて守るべき心構え,捜査の方法,手続その他捜査に関し必要な事項を定めることを目的とする。と記載のある定めである。

シ 3条 捜査を行うに当つては、警察法、刑訴法その他の法令及び規則を厳守し・・・と記載がある定めである。

ス 10条の2 捜査を行うに当つては被害者等の取り調べにふさわし

い場所の利用その他の被害者等にできる限り不安又は迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならない。と記載がある定めである。

セ 犯罪捜査規範 55 条の 2 「推測，誇張等にわたってはならない。」と記載がある定めである。

ソ 犯罪捜査規範 179 条 供述調書を作成するに当たっては，次にあげる事項に注意しなければならない。

形式に流れることなく，推測又は誇張を排除し，不必要な重複又は冗長な記載は避け，分りやすい表現を用いること。

タ 個人情報開示請求者が開示を求めている文書は，見分に入る前に特定警察署内で住所，氏名，連絡先，会社名などを記載させられた用紙を渡した後に事故現場にて，パトカー内で警察官の「職業は？」というような質問に，「従業員。」と回答したら，欄外の左上の部分に従という文字のみを記載し，従業員の「業員」を不作為し，第 1 当事者の氏名の漢字特定氏名 A を B と誤って記載をしたので 1 文字だけ特定漢字と訂正して，事故の発生時の車の追突を表現する記載を 3 種類記載し，追突のされ方を特定した後に訂正等を警察官が行わなかった文書である。

その時，警察官の訂正箇所への押印も，個人情報開示請求者の押印もしていない。職業を訊ねられ回答したら，記載を途中でやめる。供述録取書や，供述調書等，訴訟に関する書類を作成しているようには思えない。「推測」に当てはまると思料することができる。

さらに代書を求めるほど，やむを得ない理由はない。本人の意思と相違が無いことを確かめられていない。

警察官が作成した文書が訴訟に関する書類に含まれてはならないと思料する。

また，資料の前地企調第 84 号にも記載があるが，職業の従業員の件で一致する部分がある。不自然である。その他にも冗長等不自然な点はある。

特定諮問番号の交通事故の際，医師に後遺障害診断書の作成をしてもらったら，職業欄が空欄だった。

上記 3 つは意図的であると思料する。損害保険会社等が係っているように感じる。

日弁連と損害保険会社の提携。不開示の場合は犯罪捜査規範の存在理由がなくなるのではないだろうか。

チ (文字の加除) 犯罪捜査規範 57 条

書類の作成に当たっては，文字を改変してはならない。文字を加え，又は削る時は，その範囲を明らかにして，訂正した部分に押印しなけ

ればならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。と記載がある定めだが開示を求めている文書は押印されているだろうか。

ツ (書類の代書) 犯罪捜査規範 58 条

58 条 本人が文盲である等やむを得ない理由で書類を代書した場合には、代書事項が本人の意思と相違がないことを確かめた上、代書の理由を記載して署名押印しなければならない。と記載のある定めだが、個人情報開示請求者は文盲と誰が警察官に伝えたのだろうか。

テ 任意性の確保

犯罪捜査規範 168 条

ト (自己の意思に反して供述をする必要がない旨の通知) 犯罪捜査規範 169 条

ナ 刑訴法第 1 編総則

1 条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

二 (伝聞証拠と証拠能力の制限)

刑訴法 319 条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。

2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

3 前 2 項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

320 条 321 条ないし 328 条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

又 321 条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次にあげる場合に限りこれを証拠とすることができる。

1 裁判官の面前 (157 条の 4 第 1 項に規定する方法による場合を含む。) における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なった供述をしたとき。

2 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため、公判準備若しくは公判期日において供述することができないと

き、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異った供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき、特別の状況の存するときに限る。

3 前2号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

ネ 322条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

2 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

ノ 323条 前3条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

1 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実について、その公務員の作成した書面。

ハ 324条 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、322条の規定を準用する。

2 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、321条1項3号の規定を準用する。

ヒ 参照（伝聞証拠の禁止）320（伝聞供述の排除）捜査規範174（被告人の証人尋問権）憲37②（供述の任意性に関する調査）

325条 裁判所は、321条から前条までの規定により証拠とすることができる書面又は供述であっても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となった他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなけれ

ば、これを証拠とすることができない。

フ 個人情報開示請求者は刑事事件の被疑者でも被告人ではない。被害者である。開示を請求しているのは、供述録取書、伝聞証拠等であると思料する。供述録取書、伝聞証拠の証拠として、供述の任意性のない供述録取書、若しくは伝聞証拠を求める審査請求でもある。開示をすれば刑訴法40条、47条、53条、299条に記載の文書ではなくなる文書でもある。「訴訟に関する書類」ではなくなる文書である。適正確保を司法機関である裁判所により図らなくても済む文書でもある。不開示決定を取り消しを求める。国家公安委員会規則2号の犯罪捜査規範も関係なくなる文書にした方が良くと思料する。

ヘ 開示を求めている文書（審査請求を求めている文書）が法を無視しているなら、法を無視して開示を行っても良いのではないかと思料する。

ホ 開示を求めている文書（審査請求を求めている文書）は第一当事者等が債務不存在確認請求事件に原告が使用すると債務不存在を確認できてしまう疑いのある文書でもある。

（資料添付省略）

（3）意見書2

私が開示を求めている文書は過失の割合を変えられる文書でもあると思料する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「特定A日時頃、特定場所で発生した交通事故（特定保存番号）に関するもので、特定B日時頃からC時までの間に、交通事故現場でパトカー内にて警察官が取得した個人情報開示請求者に関する文書（用紙1枚で、左上欄外に「従」という漢字1文字、左下辺りに被疑者氏名が漢字で記載されており、そのうち1文字が線で訂正してあるもので、中央右部分には図で前記事故の状況が3種類記載してあり、実況見分調書以外のもの。事件記録内外を問わない。）に記録された保有個人情報」を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報のうち、事件記録に記録された保有個人情報の開示を求める部分については、事件記録は訴訟に関する書類に該当することから、その請求自体からして「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該当し、その存否はさておき、刑訴法53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するためとして、また、

訴訟に関する書類に記録されている個人情報以外の保有個人情報の開示を求める部分については、開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していないためとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、「犯罪捜査規範55条2項に規定する推測にわたる文書が訴訟に関する書類に含まれているかどうかを確認する必要があるので、訴訟に関する書類に記録された私の個人情報の開示を求める」として、訴訟に関する書類に記録された個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして不開示とした決定の妥当性について、理由を述べる。

3 「訴訟に関する書類」の意義について

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条及び299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

4 事件記録が「訴訟に関する書類」に該当することについて

開示請求者は、事件記録に記録された保有個人情報の開示を求めているところ、事件記録は、捜査の過程で作成又は取得された文書の集合物であることから、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当す

ることは明らかである。

なお、前記3のとおり、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当であることから、「訴訟に関する書類」に該当するか否かの判断は、当該事件記録に係る事件の起訴、不起訴などにより変わるものではない。

よって、事件記録は「訴訟に関する書類」に該当し、これに記録された個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報のうち、事件記録に記録された個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の適用が除外されるため、事件記録に記録されている個人情報を不開示とした処分庁の決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同年5月23日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑤ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定A日時頃、特定場所で発生した交通事故（特定保存番号）に関するもので、特定B日時頃からC時までの間に、交通事故現場でパトカー内にて警察官が取得した個人情報開示請求者に関する文書（用紙1枚で、左上欄外に「従」という漢字1文字、左下辺りに被疑者氏名が漢字で記載されており、そのうち1文字が線で訂正してあるもので、中央右部分には図で前記事故の状況が3種類記載してあり、実況見分調書以外のもの。事件記録内外を問わない。）に記録された保有個人情報」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、事件記録に記録された保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、また、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」以外の保有個人情報については、これを保有していないとして、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、訴訟に関

する書類に記録されている個人情報（以下「本件開示請求部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」は、法第4章の適用が除外されるため不開示が妥当としているので、以下、本件開示請求部分に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

- 2 本件開示請求部分に対する法の第4章の規定の適用の可否について
 - (1) 刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定している。
 - (2) 審査請求人は、本件開示請求部分の開示を求めているところ、本件開示請求等や原処分の内容等を踏まえると、上記事故に関する事件記録に記録されている個人情報の開示を求めているものと解される。
 - (3) 事件記録は、捜査の過程で作成又は取得された文書であり、「訴訟に関する書類」であることは明らかといえる。
 - (4) したがって、本件開示請求部分は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。
- 3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について
以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、また、その一部を保有していないとして、その全部を不開示とした決定については、本件開示請求部分は、同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史